

秋田県 産業廃棄物処分業許可

許可名称	産業廃棄物処分業許可
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	00544010535
許可期限	平成34年2月3日

施設の種類	脱水	破碎	破碎	破碎	焼却	最終処分	造粒固化
設置場所	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番、豊川上虻川字山手沢16番1	移動式	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、2、豊川上虻川字山手沢16番1	潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16番	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、2、56番、豊川上虻川字山手沢16番1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番地他5筆、昭和上虻川字山手沢16、16番地1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番、豊川上虻川字山手沢16番1
取り扱う廃棄物の種類	燃え殻	×	×	×	×	○	×
	汚泥	○	×	×	×	○	○(※2)
	廃油	×	×	×	×	○	×
	廃酸	×	×	×	×	×	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×
	廃プラスチック類	×	×	○	×	○	×
	紙くず	×	×	○	○	○	×
	木くず	×	×	○	×	○	×
	繊維くず	×	×	○	×	○	×
	動植物性残さ	×	×	×	×	○	×
	ゴムくず	×	×	○	×	○	×
	金属くず	×	×	○	×	○	×
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	×	×	○	○	○	×
	鋳さい	×	×	×	×	×	○
	がれき類	×	○(※1)	×	×	×	○
	動物のふん尿	×	×	×	×	×	×
	動物の死体	×	×	×	×	×	×
ばいじん	×	×	×	×	×	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	×	○	
動植物系固形不要物	×	×	×	×	×	×	
自動車等破碎物	×	×	×	×	○	×	
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×	○	
処理能力又は埋立面積・埋立容量	8.6m ³ /日 (8時間)	1400 t/日 (8時間)	547 t/日 (24時間)	48 t/日 (24時間)	15 t/日 (8時間)	埋立面積 38,455m ³ 埋立容量 366,945m ³	360m ³ /日 (24時間)
備考	汚泥脱水	がれき類 破碎	木くず等、 移動式併用	廃石膏 ボード破碎	廃プラ等	管理型最終 処分場	移動式併用

※1 廃アスファルト及び廃コンクリートに限る。

※2 無機性のものに限る。

※ 移動式の破碎処理については、発生事業所内で行うこと。

※ 移動式の造粒固化処理については、発生事業所内で行うこと。